

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた 主権者教育の推進に関する決議

先の通常国会において、三議長会が最重要課題として国に要請を行ってきた「地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする改正地方自治法」が成立し、

- 議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
- 議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること
- 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと

が明文化された。

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、この法改正を踏まえて、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくことが必要である。

そのためには、各議会が、更なる改革に努め議会の活性化を図り、議会の重要な役割について将来の地方自治を担うこどもたちを含め、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

中でも、いわゆる主権者教育の取組は重要であり、三議長会では、これまで、教科書会社や校長会などの学校関係全国団体に改正地方自治法の内容について情報提供を行い、同法を踏まえた主権者教育が推進されるよう取り組んできた。

今後は、各議会の主権者教育に係る好事例の横展開を一層推進するとともに、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を国民運動として取り組んでいく必要がある。

さらに、各議会の主権者教育の取組については、議員自らが積極的に携わり、議会・議員の活動を伝えていくことで、こどもたちの記憶に残るものとしていくことが重要である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

- 一、 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとする。
- 一、 いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

令和5年12月21日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会